

令和3年3月23日

第105回 神戸市個人情報保護審議会

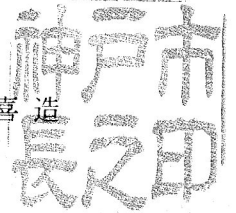
福祉乗車証更新に伴う障害者手帳
情報等の利用について

(福祉局)

神福高第2990号
令和3年3月23日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の収集について
(条例第7条「収集の制限」について)

担当：福祉局高齢福祉課

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の収集について
(条例第7条「収集の制限」について)

【福祉乗車証業務のために収集する情報項目】

身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳および療育手帳における以下の項目

◎は条例第7条第3項に該当するもの

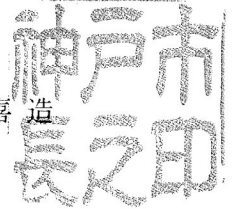
- ・住所
- ・福祉個人番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・申請受理情報
- ・記載事項変更情報

◎手帳種別

神福障更第716号
令和3年3月23日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

担当：福祉局障害者更生相談所

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限について」)

【福祉乗車証業務のために提供または利用する情報項目】

身体障害者手帳および療育手帳における以下の項目

- ・住所
- ・福祉個人番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・申請受理情報
- ・記載事項変更情報
- ・手帳種別



神健保精第 1858 号

令和 3 年 3 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：健康局精神保健福祉センター

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限について」)

【福祉乗車証業務のために提供または利用する情報項目】

精神障害者保健福祉手帳における以下の項目

- ・住所
- ・福祉個人番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・申請受理情報
- ・記載事項変更情報
- ・手帳種別

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について

1. 趣旨

福祉乗車制度は、障害者の方等に対して、対象交通機関に無料で乗車できる福祉乗車証（以下「福祉パス」という。）を交付することにより社会参加の促進と移動支援を行い、福祉の増進に寄与することを目的に、昭和 43 年から実施しているものである。

また、平成 25 年 4 月から正確な利用実績の把握が可能な I C カードに変更している（小学生以下は磁気カード）。

I C カードの有効期限は約 10 年間であり、令和 4 年 12 月にはじめての更新を迎えることから、更新作業をスムーズに行い利用者の負担をできるだけ少なくするために、障害者手帳等における住所情報等を利用するものである。

※福祉パス（福祉乗車制度）の概要については別紙のとおり

2. 概要

福祉パスの更新については、更新カード作製前に対象者の登録住所へ更新案内通知書兼申請書（以下、「更新案内通知書」という。）を送付する予定であるが、I C カード作成時の申請以降に住所変更があったとしても変更申請をしていないケースが見受けられ、このままでは更新案内通知書が届かず、カードが作製されず福祉パスが使用できない期間がある対象者が多く発生してしまう可能性が高い。

一方、障害者手帳等については各制度のサービスや給付に直接結びつくため福祉パスよりも住所変更について頻繁に行われていることから、更新案内通知書の送付にはこれら障害者手帳等の最新の住所情報を利用する。

(1) 対象者

福祉パス対象者（約 65,000 人）

(2) 利用しようとする障害者手帳等の種類

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

なお、福祉乗車証業務を管理するシステム（以下、「福祉パスシステム」という。）は、福祉情報システム内のサブシステムの一つであり、平成 24 年 12 月 14 日付け第 56 回神戸市個人情報保護審議会にて神戸市個人情報保護条例 11 条（電子計算機処理の制限）による諮問・答申済みである。

また、障害者手帳業務を管理するシステムも同じく福祉情報システム内のサブシステムの一つであり、今回、障害者手帳情報の一部を利用することに伴い福祉情報システムを一部改修のうえ、サブシステム間の情報連携を予定している。

当該改修は「情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築」であり、神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項については類型 10 を、同条第 2 項については類型 3 を、それぞれ適用する。

3. 事務の流れ

(1) 障害者手帳情報の利用

福祉情報システムの改修により、障害者手帳情報と福祉パス情報を比較して、住所の更新履歴が手帳情報より福祉パスの方が古い場合のみ、福祉パス住所変更の連携登録を行う（福祉パスの方が新しい場合の連携登録は行わない）。

なお、システム改修直後、一時的に一括して連携登録により更新を行うが、その後に新たに生じる住所変更申請については、障害者手帳情報の更新を行えば、月2回のバッチ処理のタイミングで連携登録により福祉パスシステムの住所も更新を行う。

(2) 更新案内通知書兼申請書の送付

4～9か月後に有効期限を迎える更新対象者を福祉パスシステムから抽出し、更新案内通知書兼申請書を送付する。更新案内通知書兼申請書は視覚障害や知的障害に配慮し、音声コード等を付加する。

不着となった場合は、不着対応結果（返送日・電話連絡日）を福祉情報システムに登録する。

(3) 更新 IC カードの作製

更新案内通知書兼申請書が返送されてきた対象者を特定のうえ、スルッと KANSAI 協議会（以下、「スルッと KANSAI」という。）に対象者の更新カードの作製を委託する。受託事業者であるスルッと KANSAI は更新 IC カードを作製のうえ、神戸市に納品する。

なお、住所変更手続きを行っておらず更新 IC カード未作製の方が窓口に来庁された場合は新規申請を行っていただき、IC カード郵送まで特別証を交付することで対応する。

(4) 更新 IC カードの交付

有効期限月に神戸市から簡易書留にて更新 IC カードを対象者（申請者）あて交付する。有効期限が到来した IC カードは、回収不要である。

(5) チャージ残高の払戻し（※）

更新の有無に関わらず、有効期限切れとなる福祉パスにチャージ残高がある場合は、有効期限後、利用することができなくなるため、当該残高分の払戻しを行う。

本業務のうち、更新対象者への更新案内通知書兼申請書送付、同通知書不着であった場合の電話連絡等の対応については、行政事務センターに委託する。

※チャージ残高と残高振込状況をスルッと KANSAI から収集すること、及び、チャージ残高の払戻し業務において使用する申請受付システムと福祉情報システムについては、平成 29 年 3 月 14 日付け第 80 回神戸市個人情報保護審議会にて諮問・答申済み。

4. 効果

障害者手帳業務で申請された最新住所を利用することで、福祉パス更新案内通知書が不着等となる件数を減らし、更新カードが作製されず福祉パスを使用できなくなる期間をなくすることができる。また、福祉パス窓口で住所変更手続きを行う必要がなくなるため市民の負担軽減につながる。

さらに、区担当者の窓口業務や電話対応の軽減にもつながる。

5. 実施計画（予定）

令和3年4月～1月	システム設計・開発・テスト～リリース
令和4年2月～3月	システムにて一括更新連携作業
令和4年3月以降	システムにて随時登録時連携開始
令和4年4月	システムより宛名情報抽出開始
令和4年5月	更新案内通知書送付
令和4年7～10月	更新カード作製
令和4年11月	12月更新分の更新カード交付 以降、有効期限月に順次更新カードを交付
令和5年2月	チャージ残高通知書送付開始
令和5年3月頃～	チャージ残高口座振込開始

6. 対象件数

約100,000件（福祉パス交付枚数99,980枚 令和2年12月末時点）
うち、令和4年12月のみで約50,000枚が更新を迎える。
対象者は約65,000人

7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

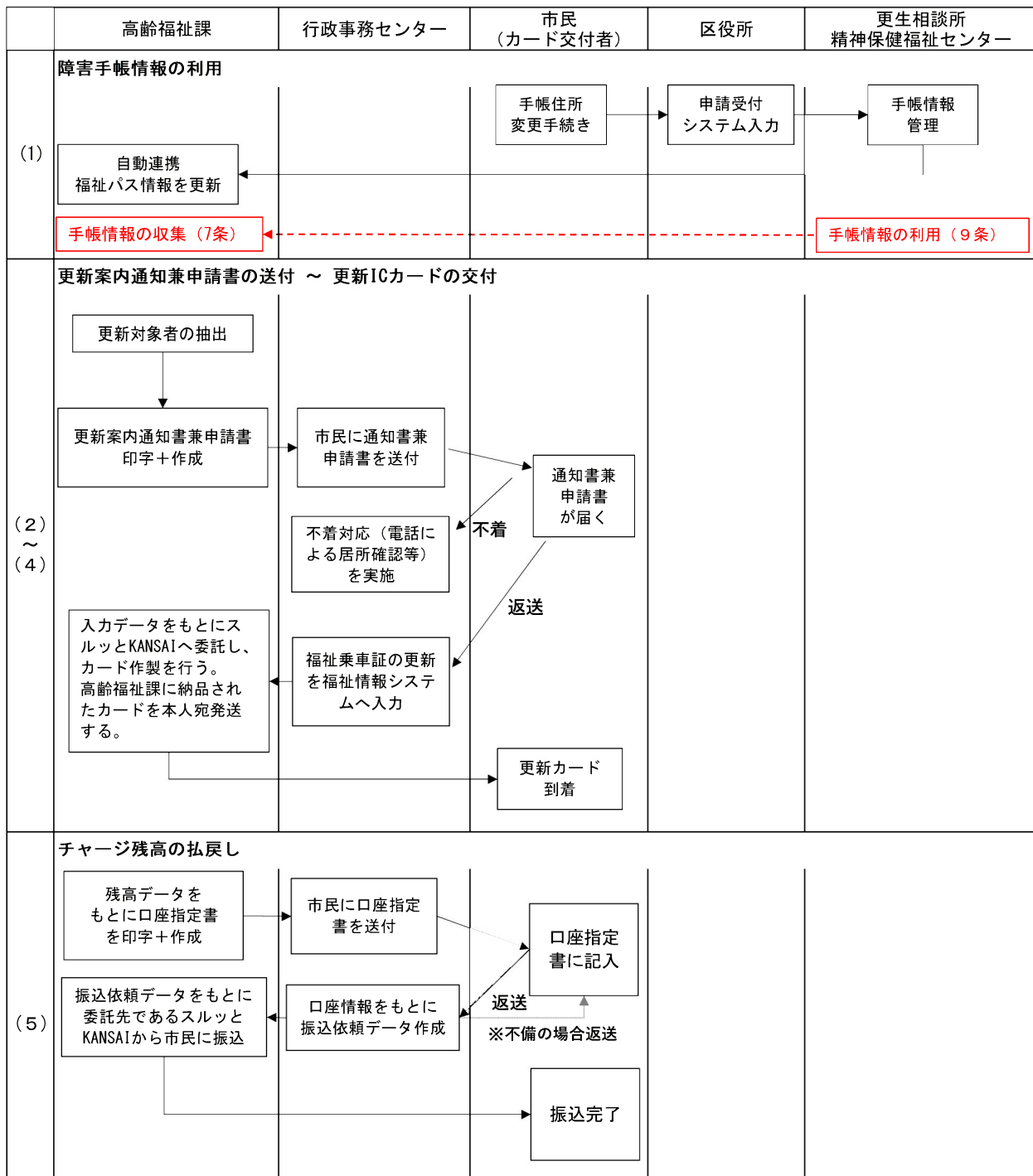
（1）運用上の保護

- ア システムのサーバを管理している保管施設への入退室は、関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- イ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ウ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- エ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

（2）委託先事業者にかかる情報の保護

本事業において、申請受付、審査、及び市民からの問い合わせ対応等について外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

事務の流れ図



福祉乗車制度の概要

- ・制度発足 昭和 43 年 5 月 1 日
- ・対象者
 1. 身体障害者（第 1 種または 1 級～4 級）
 2. 知的障害者
 3. 精神障害者
 4. 原爆被爆者
 5. 戦傷病者
 6. 中国残留邦人等高齢者
 7. 中国残留邦人等世帯

上記 1～3 の方のうち、第 1 種身体障害者の方、知的障害者の方、精神障害者 1 級の方については、介添人の方が同乗される場合に使用できる介護付乗車証を交付。

中国残留邦人等世帯については世帯に 1 枚交付。

交付対象者が交付要件を重複して有する場合には、原則として上記 1～7 の優先順位にしたがって交付される。

- ・目的 社会参加の促進と移動支援
- ・利用者負担 無 料
- ・適用交通機関
 - 市バス、市営地下鉄
 - 民間バス
 - （神姫バス、山陽バス、神鉄バス、阪神バス、阪急バス）
 - ポートライナー・六甲ライナー
- ・交付形態 IC カード（小学生以下は磁気カード）
- ・交付枚数 99,980 枚（令和 2 年 12 月末時点）
- ・乗車証の有効期限
 - IC カード：発行から約 10 年（券面に標記）
 - 磁気カード：券面記載の期限（毎年 4 月 30 日）